

実施要領

1 目的

この要領は、河南町コミュニティバス運行業務委託について、現行の運行事業者との契約期間が令和9年1月28日で満了となることから、令和9年1月29日から令和12年1月28日までの運行業務委託の契約協議をする受託候補者を決定するため、そのプロポーザルに関して必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

河南町コミュニティバス運行業務委託

(2) 業務内容

別紙「河南町コミュニティバス運行業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに。

(3) 業務期間

令和9年1月29日から令和12年1月28日まで

(4) 提案上限額

387,594千円(税抜)

3 プロポーザル方式を採用する理由及び形式

(1) 理由

本業務は町民等の旅客を安全に輸送することを第一に適切な運行管理・車両管理、高い技術力と専門性及び実績等の要素を総合的に判断する必要があるため。

(2) 形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 河南町入札参加資格を有していること。
- (2) 道路運送法第4条第1項に規定する一般旅客自動車運送事業の許可を有するもの、又は、同法第78条第2号及び第79条に基づく自家用有償旅客運送による契約・運行実績があること。
- (3) 大阪府内に本社、支店又は営業所があり、町の要求等に迅速に対応できること。
- (4) 過去5年以内（令和3年4月から令和8年3月まで）に、大阪府内において自治体から運行を受託した実績を有すること。
- (5) 河南町暴力団排除条例（平成25年河南町条例第21号）に規定する暴力団でないこと。

- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (9) その他、本業務の受注者となり得る者としてふさわしくない者でないこと。
- (10) 事業者若しくは複数の事業者によるグループであること。なお、グループで参加する場合は、代表事業者を定め、構成員（協力会社）の役割を明確にすること。

5 選定に係るスケジュール（予定）

内容	期限等	提出方法
募集の公告	令和8年10月15日(木)	—
質問書の提出期限	令和8年10月19日(月)	メール
質問書に対する回答	令和8年10月26日(月)	町ホームページ掲載
参加意向申出書等の提出期限	令和8年10月28日(水)	郵送
参加資格審査及び通知	令和8年11月2日(月)	メール
企画提案書等の提出期限	令和8年11月5日(木)	郵送
辞退届	令和8年11月5日(木)	メール
プレゼンテーション	令和8年11月17日(火)	—
結果通知	令和8年11月下旬	メール 町ホームページ掲載

※上記スケジュールは予定のため、変更となる可能性がある。

6 参加意向申出書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は以下の提出書類を担当課あてに郵送（簡易書留、一般書留又は配達証明のいずれか）又は持参すること。

	提出書類	様式	提出部数
1	参加意向申出書兼誓約書	様式第1号	1部
2	会社概要書	様式第2号	1部
3	事業実績書	様式第3号	1部
4	履歴事項全部証明書(写し可)	—	1部
5	道路運送法第4条第1項に規定する一般旅客自動車運送事業許可証の写し	— (該当の場合のみ)	1部
6	未納税額がないことを証する書類等(写し可)	—	1部

提出のあった書類は河南町公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会(河南町コミュニティバス運行業務委託)(以下「委員会」という。)にて審査のうえ、参加資格の有無を通知する。

7 質問受付及び回答

企画提案書の作成及び提出にあたり質疑がある場合は、質問書【様式ア】にて担当課あてに電子メールで送信すること。送付時の表題は「質問書(河南町コミュニティバス運行業務委託)」とすること。質問に対する回答は、質問事項を取りまとめて、町ホームページに掲載し、個別回答は行わないものとする。なお、質問に対する回答は、本実施要領、仕様書等への追加または修正とみなす。

8 企画提案書等の作成及び提出

参加資格を有する者は、本実施要領、仕様書、審査基準を参考に提案すること。

本仕様書に記載のない事項で運行内容(路線再編含む)及び経費削減等の改善案がある場合、今後の交通体系の検討に寄与する提案がある場合は提案内容に含めること。

(1) 提出書類

	提出書類	様式	提出部数
1	企画提案書	任意様式	1 2 部
2	見積書	様式第 4 号	1 部
3	内訳明細	任意様式	1 部

※ 1 の提出書類は、部数毎に紙ファイル等に綴じて提出すること。

(2) 提出書類の作成要領及び注意点

ア 企画提案書

- ・ 提案内容は本実施要領、仕様書及び審査基準を参考に作成すること。
- ・ 道路運送法第 4 条の許可を受けている路線がある場合は、その路線を示すこと。又、同法第 7 8 条第 2 号及び第 7 9 条による運行については、直近 3 年間の実績を示すこと。
- ・ サイズは日本工業規格 A 4 版 (A 3 版資料の折込は可) とすること。
- ・ 各ページには一連のページ番号を記載すること。

イ 見積書

- ・ 人件費、運行管理、車両整備等、仕様書上必要な経費は漏れなく計上し、様式第 4 号とは別に内訳明細(任意様式)を提出すること。
- ・ 有償となる提案がある場合も見積金額に含むこと。

9 審査

(1) 審査方法

- ・ 委員会において、参加者から提出があった企画提案書に基づくプレゼンテーショ

ンにより審査し、別に定める審査基準に基づき総合的に評価する。得点の高いものを最優秀提案者とし、受注候補者とする。

- ・ 審査結果は企画提案書等の提出者全員に電子メールで通知する。

(2) プレゼンテーション

- ・ 別途通知する日程・開催方法により、参加意向申出書兼誓約書の受付順に企画提案書の説明を行うこと。
- ・ 時間は30分以内とする（提案説明20分、質疑応答10分）。ただし、質疑応答は質問がなくなるまで継続するものとする。
- ・ 当日は企画提案書にない追加提案や追加資料の配布は禁止とするが、提出された企画提案書を同一の図案や写真等を用いた説明用のパネル等の使用は可能とする。
- ・ プロジェクター、スクリーンは本町が準備する他、事業者の持参対応も可とする。
- ・ 遅刻又は欠席の場合は、参加意思がないものとして辞退したものとみなす。

10 契約の締結

委員会で受託候補者を選定した後、提出のあった企画提案書等を参考に協議を行い、業務に係る仕様を最終確定させ、必要がある場合は改めて見積書を提出のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約の方法により契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書等の内容を一部変更する場合（見積額の増減を含む。）がある。

11 その他

- (1) 審査経過や結果へのいかなる問い合わせにも応じない。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届【様式イ】を期限までに提出すること。
- (3) 本プロポーザルに参加するために要した一切の費用は参加者の負担とする。
- (4) 町の指示による以外の提出書類の変更、差し替え、再提出、返却には応じない。
- (5) 提出された書類は、審査目的外の使用はしない。
- (6) 提出された書類は、審査の範囲内で複製することがある。
- (7) 参加辞退は自由であり、辞退しても以降における不利益な扱いはしない。
- (8) 本業務の企画提案への参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報は除く）は、本業務の目的以外に使用または第三者に開示もしくは漏洩してはならない。
- (9) 失格事項
次のいずれかに該当した場合は、選定の前後を問わず、その者を失格とする。

- ・ 参加資格要件を満たしていないことが判明した場合
 - ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ・ 審査の公平性を害する行為があった場合
 - ・ 企画提案書の内容が仕様書を満たしていない場合
- (10) 提案書の著作権等については、次のとおり取り扱うものとする。
- ・ 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとする。
 - ・ 町は提案書について、河南町情報公開条例（平成12年河南町条例第34号）の規定による請求があったときは、当該提案書を作成した者から了承を得た場合に限り、第三者に開示することができるものとする。
- (11) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。

12 提案募集に関する問合せ先及び各種提出書類の提出先

河南町政策総務部総務課

〒585－8585 大阪府南河内郡河南町大字白木1359番地の6

電話 0721－93－2500（内線231） FAX 0721－93－4691

メールアドレス soumu@town.kanan.osaka.jp